

都市部における農業の活性化や農業体験の促進など意欲ある地域の皆さんの取組を農林水産省が応援します！

～食と地域の交流促進対策交付金(都市農業ハード)～

食と地域の交流促進対策交付金のうち都市農業振興整備対策は、都市農地の保全や都市農業の振興を促進するために必要な施設等の整備への取組に対して支援する交付金です。

都市農業の活性化

都市住民

自然にふれあい自分で作った野菜を食べたい



農作業を体験したい

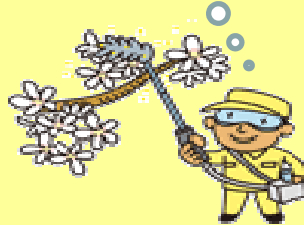


都市農業者

新鮮な農産物を食べてもらいたい



農薬散布にも気を遣うから大変だ



応援します

以下のような施設等の整備について市町村や民間団体で実施できます。



市民農園



親水護岸施設



簡易な基盤整備



防災兼用井戸



農薬飛散防止施設

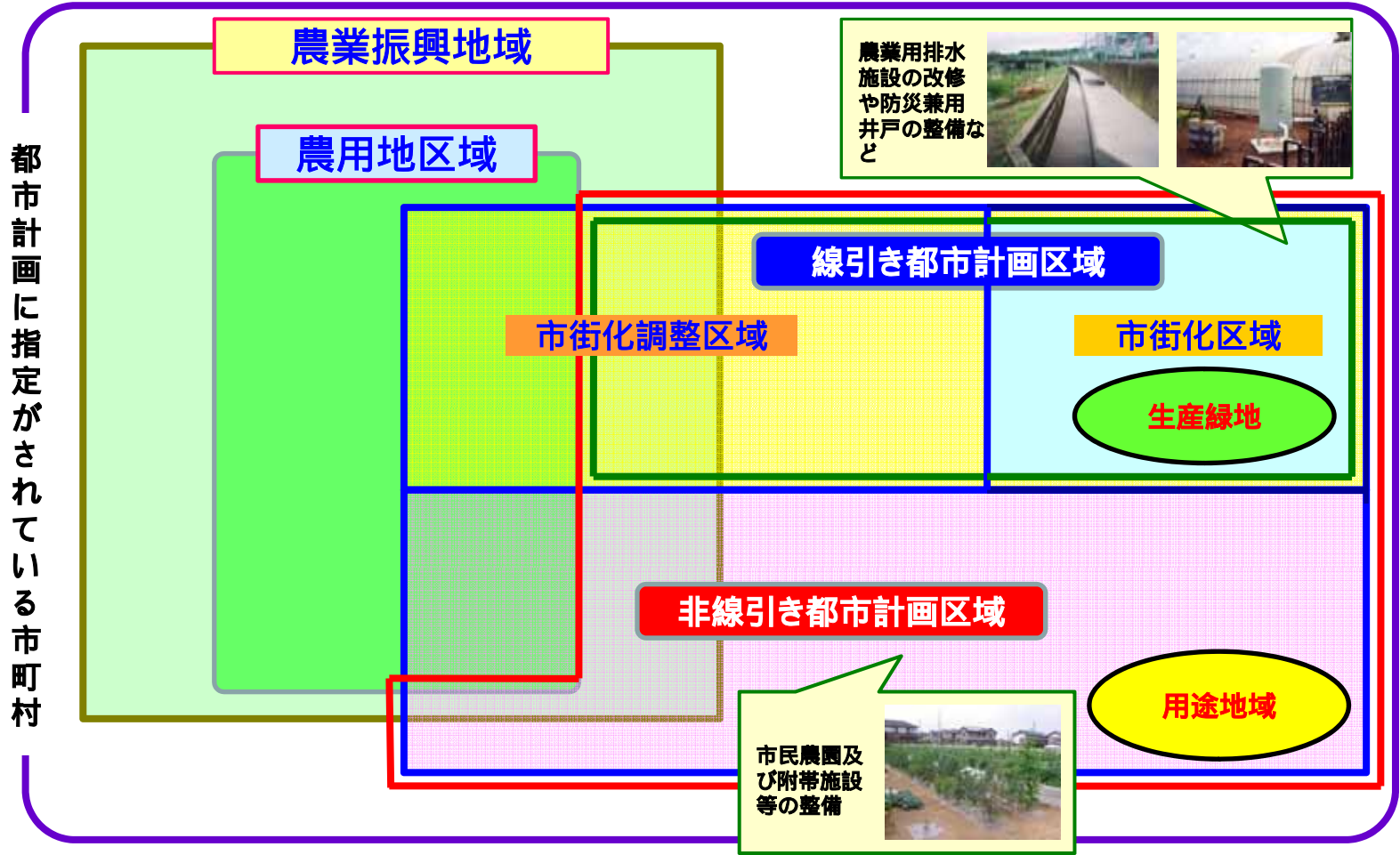
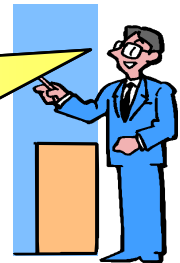


用水路の新設・改修

このほかにも都市農業の振興を図るためのメニューを準備しています。詳細は、以下のページ又は別に定める資料に記載しています。

ハード事業は、線引き都市計画区域及び非線引き都市計画区域などの区域区分等ごとに支援対象となるメニューが異なります。

おおむね10年以内に市街化を図るべき区域とされている**市街化区域**と市街化を抑制すべき区域である**市街化調整区域**、市街化区域内の農地で都市計画で定められた**生産緑地地区**、総合的に農業の振興を図ることが必要な地域として指定された**農業振興地域**とで、支援の対象となる事業が異なります。公募に参加する際は、**区域区分を確認して事業内容が支援対象となっているかのチェックが必要です。**



- 緑色の枠**の区域内で整備可能な施設
- 簡易な基盤整備
 - 農地の区画整理
 - 用排水路新設等
 - 簡易な施設整備
 - 農機具保管施設等
 - 防災設備整備
 - 防災兼用井戸、水路
 - 水辺環境整備
 - せせらぎ水路等
- 防災兼用井戸の整備を行う場合には、地方公共団体等と防災協力農地等の協定を結んでいることが条件。
- 赤色の枠**の区域内で整備可能な施設
- 市民農園等整備
- 生産緑地地区以外で市民農園等の整備を行う場合には、市民農園整備促進法等の認定を受けていることが条件。

問い合わせ先

交付金の対象となる施設や事業実施区域等でご不明な点がございましたら、下記の農政局等の窓口にお問い合わせ下さい。

<p>農林水産省農村振興局農村政策部都市農村交流課 〒100-8950 東京都千代田区籠が関 1 - 2 - 1 TEL : 03 - 3502 - 8111 (内線5448)</p>	<p>農林水産省近畿農政局農村計画部農村振興課 〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町 TEL : 075 - 451 - 9161 (内線2417、2421)</p>
<p>農林水産省東北農政局農村計画部農村振興課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1 TEL : 022 - 263 - 1111 (内線4444、4185)</p>	<p>農林水産省中国四国農政局農村計画部農村振興課 〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井 1 - 4 - 1 TEL : 086 - 224 - 4511 (内線2522、2521)</p>
<p>農林水産省関東農政局農村計画部農村振興課 〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心 2 - 1 TEL : 048 - 600 - 0600 (内線3405、3414)</p>	<p>農林水産省九州農政局農村計画部農村振興課 〒860-8527 熊本県熊本市春日 2 - 10 - 1 TEL : 096 - 211 - 9111 (内線4615、4628)</p>
<p>農林水産省北陸農政局農村計画部農村振興課 〒920-8566 石川県金沢市広坂 2 - 2 - 60 TEL : 076 - 263 - 2161 (内線3412、3423、3419)</p>	<p>内閣府沖縄総合事務局農林水産部経営課 〒900-8530 沖縄県那覇市おもろまち 2 - 1 - 1 TEL : 098 - 866 - 0031 (内線83290、83293)</p>
<p>農林水産省東海農政局農村計画部農村振興課 〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸 1 - 2 - 2 TEL : 052 - 201 - 7271 (内線2521、2519)</p>	